

☆公益法人“横串作業”／取り組みの視点⑥(案)

北沢 栄

〈大〉視点／

- ・ 公益法人でなければやれない事業か → 国、独法 or 民間企業や大学、NPO がやるべき事業ではないのか
- ・ 「指定法人」などの形で、利権を独り占めし、天下りの受け皿になっていないか → 制度、慣行に問題がないか
- ・ 国費のムダ遣いが仕組み上、恒常的に生じていないか → 補助金や委託費の流れ、契約のあり方に問題はないか

(全法人共通の視点については前 5 回会議提出資料を参照)

* 柔道整復研修試験財団

- ・ 資格(柔道整復師)の社会的必要性はあるか → 資格がないと、どんな問題が生じるか
- ・ 資格試験や資格付与などの役割、権限を独占する根拠は何か → 法人設立、指定法人化の経緯は
- ・ 国または独法で実施する方が適当ではないのか → 公益法人でやらなければならない理由は
- ・ 厚労相が指定法人とした理由は
- ・ 指定法人にしない場合、どのような弊害が生じると考えるか
- ・ 1.7 億円(2009 年度)に上る収入を得た受験料及び登録料の設定水準は、どの程度でどのように決めるのか
- ・ 事業の透明性、効率性を高めるための施策について
- ・ 2002 年 3 月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改善実施計画」で、次のように措置されている。
「医療関連資格試験事務等の一括した独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成 14 年 8 月末までに結論を得る」
これはどんな結論になったのか → 結局はひとつも変わらなかったのか
- ・ (厚労省に対し)「指定」を取り払って民間に業務を広く開放できないか
- ・ 天下り・わたり、契約の状況

*** 社会福祉振興・試験センター**

- 資格(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士)の社会的必要をそれぞれどう考えるか
- この資格試験、資格登録の事務・事業を独占して行う理由、指定法人とされた経緯とは
- 公益法人でやらなければならない理由は何か → 国または独法で実施する方が適当ではないのか
- 厚労省が指定法人とした理由は
- 指定法人にしない場合、どのような弊害が生じると考えるか
- 介護福祉士の受験料収入は 20.5 億円超に上る(2009 年度)が、高め設定ではないのか → 各受験料、登録料の設定水準は → 海外の先進国はどんな状況か
- 事業の透明性、効率性を高めるための施策について
- 厚労省はサービス向上とコスト引き下げの観点から競争性導入を考えたか、今後も指定法人制の下、独占的に事業を委託していくつもりか
- 天下り・わたり、契約の状況

* こども未来財団

- 調査研究費の 100%近くを外部の研究機関などに再委託している“トンネル法人”ではないのか → 2009 年度児童関連サービスの調査研究費 8699 万円の支出中、みずほ情報総研ほか外部 32 機関に 96%相当の 8351 万円を再委託しているが、自ら調査研究活動はしないのか→公益法人として適格性はあるのか
- 2002 年 3 月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」で、他法人への再委託の割合を 50%未満にするよう指導されたはずだが、実行しなかったのか。その理由は
- 自らの財団事業の社会的必要性について→自他ともに認める存在意義の有無
- 行政刷新会議の事業仕分けで 300 億円の「基金」全額国庫返納(昨年 11 月)や予算削減(今年 10 月)が評決されたが、これまで一向に改善されてこなかった理由は
- 予算のムダ遣いなどから「廃止」すべきとの指摘が根強いが、厚労省は、委託費予算の再委託などの問題をなぜ黙認してきたか→指導・監督が杜撰だったのではないか
- 2002 年 3 月に閣議決定された公益法人改革実施計画で、補助金等の年収比率を 2/3 未満に改善するように指導されたが、その後どうなったか。現在の補助金等の年収比率はどのようなようか
- 事業の透明性、効率性を高めるための施策、抜本的な改善策について
- 天下り・わたり、契約の状況

以上